

ダブル・ディグリー等の現状に関する資料

1. 中教審の諮問と第四次報告
2. ダブル・ディグリー等実施状況
3. 公的な質保証システムにおけるダブル・ディグリーの取扱
(別紙1) 大学設置基準における「海外の大学とのダブル・ディグリー」の規定
(別紙2) 設置認可申請における審査項目
(参考) 学部等の新設の際に海外の大学との単位互換を想定している申請事例
(別紙3) 認証評価における取扱事例について

1. 中教審の諮問と第四次報告

「中長期的な大学教育の在り方について(諮問)」平成20年

(1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について

第四に、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方についてです。

大学が、社会や学生からの様々なニーズに適切に対応した教育活動を展開するためには、その質を保証する仕組みが不可欠です。学生の達成すべき学習成果の明確化について検討を深めていただくとともに、今後の設置認可、自己点検・評価、認証評価、分野別評価等を通じて、大学教育の質保証システムをどう構築すべきか御検討をお願いいたします。

(2) グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について

第一に、大学の国際競争力の向上のための方策についてです。

現在、文部科学省では、2020年(平成32年)の実現を目途とした「留学生30万人計画」を関係省庁と連携して推進しているところです。そうした状況も踏まえ、大学の国際競争力の向上のために、大学における教育・研究、学生支援や環境整備等の機能はどうあるべきか御検討をお願いいたします。また、大学の国際化に係る認証等の支援の在り方等について御検討をお願いいたします。

大学分科会第四次報告(平成22年6月)

第4 大学教育のグローバル展開の促進

1 海外との大学間連携の促進

大学の機能別分化が進む中、大学院博士課程や研究等に重点を置く大学が、海外の大学と連携して、ダブル・ディグリー等の教育プログラムを構築し、海外の大学からも学位が授与されるようにすることは、国内だけでは実施できない質の高い教育の提供等に資する(平成19年度は、国内の69大学が、海外の大学と合計158件の教育プログラムを実施)。

そうした活動を一層促進するため、用語の定義や、留意事項を整理したガイドライン(指針)を取りまとめ、各大学での実施が円滑になるようにした。

なお、このガイドラインは、現行の大学制度を前提としているが、海外の大学との連携を更に促進するためには、大学設置基準等の制度的な検討も必要である。

2. ダブル・ディグリー等実施状況

平成19年度で69大学が実施しており、相手大学もアジア、北米、EU等に拡大。

【海外の大学とのダブル・ディグリー実施状況(実施課程・相手国別件数)】

国	学士課程				修士課程				博士課程				総計			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
タイ							1	1							1	1
マレーシア							1	1							1	1
シンガポール			1	1	1			1	1			1	2		1	3
インドネシア					11		8	19	4			4	15		8	23
韓国	1		9	10	2		4	6	2			2	5		13	18
ベトナム	4			4									4			4
中国	1		18	19	18	4	5	27	9	4	4	17	28	8	27	63
台湾			6	6			5	5							11	11
アジア地域	6		34	40	32	4	24	60	16	4	4	24	54	8	62	124
オーストラリア			1	1											1	1
ニュージーランド					1			1	1			1	2			2
大洋州地域			1	1	1			1	1			1	2		1	3
アメリカ合衆国			33	33			4	4							37	37
北米地域			33	33			4	4							37	37
メキシコ	2			2									2			2
中南米地域	2			2									2			2
スウェーデン			1	1											1	1
イギリス			1	1			4	4							5	5
オランダ							1	1							1	1
ドイツ							2	2							2	2
フランス			1	1	4	2	6	12	1	2	1	4	5	4	8	17
スペイン							1	1							1	1
ロシア						2		2		2		2		4		4
欧州地域			3	3	4	4	14	22	1	4	1	6	5	8	18	31
合計	8		71	79	37	8	42	87	18	8	5	31	63	16	118	197

平成19年度大学改革状況調査より

3. 公的な質保証システムにおけるダブル・ディグリーの取扱

- 海外の大学とのダブル・ディグリーについては、「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」に基づき、我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、双方の大学がそれぞれ学位を授与する取組として取り扱う。
- 「設置基準」、「設置認可審査」及び「認証評価」のそれぞれの段階では、「ダブル・ディグリー」に関する直接的な根拠規定・審査の観点等は存在しない。
- その際、設置基準には学位制度、単位互換や体系的な教育課程に関する規定が設けられており、また、これらは設置認可審査や認証評価で確認されており、各大学ではこの範囲内で運用しているところであるが、その質を体系的に保証するシステムは確立していない。

【設置基準】(別紙1)

海外の大学とのダブル・ディグリーは、以下のような現行制度の枠内で運用されている。

学校教育法

- 第104条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。
- 3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

大学設置基準

(教育課程の編成方針)

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

- 第28条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、・(中略)・について準用する。

【設置認可審査】(別紙2)

設置認可審査では、以下の教育課程の観点から審査を行うことができる。

ただし、申請学部等の教育課程のみが審査対象であり、他大学の教育課程は審査対象ではない。

審査の観点(抜粋)

3. 教育課程

- ② 大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程が編成されているか。・(中略)・大学としての授業科目を自ら開設しているか。
- ⑩ 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位未満(短大にあつては30単位未満)とすることとしているか。

【認証評価】(別紙3)

大学基準協会の「大学基準」及びその解説

3 教育内容・方法

大学は、十分な教育上の成果をあげるための教育内容と方法を整えなければならない。
(解説) 大学は、その理念・目的を達成するために、適切な教育課程を体系的に編成し、それをもとに適切な方法で教育を行うことが肝要である。 等

大学評価・学位授与機構の「大学評価基準」

基準5 教育内容及び方法

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

日本高等教育評価機構の「大学評価基準」

基準3 教育課程

- 3-2 教育課程の編成方針に則して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。
- 3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。
- 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

(別紙1) 大学設置基準における「海外の大学とのダブル・ディグリー」の規定

海外の大学とのダブル・ディグリーは、「学位制度」、「体系的な教育課程の編成」及び「単位互換」という現行制度の枠内で運用されている。

① 学校教育法(昭和22年法律第26号)

第104条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

○学位制度について

我が国の学位制度では、学校教育法第104条等により、学位は当該大学の教育課程を修了したことを証明するものであり、1つの教育課程(プログラム)に1つの学位が対応するものとなっている。ダブル・ディグリーでは2つの学位が授与されるため、学生は2つの大学を修了し、それぞれの大学から学位が授与される。

【共同実施制度との相違点】

共同実施制度は、共同で1つの教育課程を編成するものであり、修了者には大学連名で1つの学位が授与される。また、共同実施制度は、制度上、海外の大学は対象となっていない。

② 大学設置基準(昭和31年文部省令)

(教育課程の編成方針)

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第28条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、・(中略)・について準用する。

○体系的な教育課程の編成及び単位互換について

海外の大学において修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる(大学設置基準第28条)。ただし、大学設置基準第19条では、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設することとされており、教育課程は、自大学で開設されている授業科目によって、体系的に編成されることが前提となっている。そのため、他大学で修得した単位を認定する場合、自大学の授業科目との読替えが必要。

【共同実施制度との相違点】

大学設置基準第19条の例外として、他大学の授業科目の履修を自大学の授業科目の履修とみなすため(第44条)、自大学の授業科目との読替えは不要。

(別紙2)設置認可申請における審査項目

海外の大学とのダブル・ディグリーや単位互換を、我が国の大学では「プログラム」と称している事例があるが、それらは、設置認可を要する学部、学科又は課程ではなく、そうした学部等の中で行われる履修モデルの一つと整理することができる。

したがって、学部等を設置認可で新設する際に当該設置計画の中に、海外の大学とのダブル・ディグリーや単位互換の計画がある場合、海外の大学で履修した授業科目が適切に単位互換される計画になっているか審査される(下線部参照)。その際、申請学部等の教育課程のみが審査対象であり、海外の大学の教育課程は審査の対象外(また、認可後に各大学でダブル・ディグリーを設けても認可の対象外)。

1. 設置の趣旨・目的

- ① 設置の趣旨は、大学が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっているか。
- ② 教育研究上の理念・目的、養成する人材像、大学・学部・学科の特色が明記され、社会に対する「約束」として広く理解される内容になっているか。
- ③ 特に職業人養成に特色を置く大学、学部及び学科の場合、経済社会の人材需要や地域の実情等について、的確な見通しを持っているか。

2. 名称

- ① 大学等の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。
- ② 学位に付記する専攻分野の名称は、学部・学科名称等に適切に対応しているか。
- ③ 英文表記は、国際的に通用性を有しているか。

3. 教育課程

- ① 入学者の公正かつ妥当な選抜方法等が定められているか。
- ② 大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程が編成されているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。
- ③ 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されているか。
- ④ 大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当しているか。

- ⑤ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような人数となっているか。
- ⑥ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。
- ⑦ 講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。
- ⑧ 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。
- ⑨ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。
- ⑩ 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位未満(短大にあつては30単位未満)とすることとしているか。
- ⑪ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。
- ⑫ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。
- ⑬ 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。
- ⑭ 卒業要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。

- ⑮ 履修科目の登録上限(CAP制)の設定, 厳格な成績評価(GPA)など, いわゆる「出口管理」に努めているか。

4. 教員組織

- ① 教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員が配置されているか。
- ② 大学の教育研究上の目的に照らして, 主要な授業科目に, 原則として専任教員(教授又は准教授)が配置されているか。
- ③ 演習, 実験, 実習・実技を伴う授業科目については, 助手を配置するなど, 指導体制が配慮されているか。
- ④ 教育研究上の責任体制, 管理運営への参画, 勤務形態・処遇等において, 専任教員の位置付けは, 明確となっているか。
- ⑤ 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には, 教育研究上特に必要があり, 当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また, 専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。
- ⑥ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。
- ⑦ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。
- ⑧ 2以上の校地において教育研究を行う場合, それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

5. 施設・設備等

- ① 教育研究に必要な教室(講義室, 演習室, 実験・実習室)等が備えられているか。
- ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。
- ③ 図書, 学術雑誌, 視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。)

- ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械, 器具及び標本が備えられているか。
- ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため, 必要な経費の確保等により, 教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。
- ⑥ 運動場が校舎と同一の敷地内又はその隣接地にない場合は, 実地にて確認する。また, その場合, 学生が円滑に利用できるようになっているか。
- ⑦ 2以上の校地において教育研究を行う場合, それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。
- ⑧ 大学が他の学校等との間で施設を共用する場合, 当該大学の教育研究に支障のないものとなっているか。
- ⑨ 大学における校地の面積は, 収容定員上の学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を充足しているか。
- ⑩ 校舎の面積は, 設置基準上に定める基準面積を充足しているか。大学が他の学校等との間で施設を共用する場合, それぞれの学校等の基準面積を合算した面積以上の校舎を有しているか。

6. その他

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。
- ② 教育・研究, 組織・運営, 施設・設備の状況について点検・評価を行い, その結果を公表する方策が講じられているか。
- ③ 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。
- ④ 当該大学における教育研究活動等の状況について積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。
- ⑤ 同一学校法人が設置する大学・短大で定員超過が著しくないか。(学部・学科単位で入学定員ベースで1.3倍以上のもの)

(参考)学部等の新設の際に海外の大学との単位互換を想定している申請事例

①A大学

○設置の趣旨を記載した書類(抜粋)

(1)海外留学プログラム

本学においては、異文化生活や海外大学の受講を実体験し、実践的な国際感覚や世界標準の知識を養成することを重要な教育方針としており、全学生に最低1年の海外留学を課すことにしている。この間に取得が見込まれる単位については30単位を基準とし、単位互換によって本学での取得単位にカウントする。

なお、単位互換に先立っては、相互のシラバスや教員の内容を精査することによって、履修単位の質を確保していくこととする。

(2)連携大学

海外の留学先は、アジア太平洋大学交流機構(UMAP)の枠組みなどを通じ拡大していくが、当面は次の諸大学との連携により実施することとしている。

- ①米国メトロポリタン州立大学
- ②米国ウィノナ州立大学
- ③中国吉林大学
- ④中国南開大学

②B大学

○設置の趣旨を記載した書類(抜粋)

全員1年間の専門留学

全学生が原則として3年次に1年間の海外留学をする。留学先の大学は、本学が単位互換等で連携する50か国・地域の330大学の中から学修目的に沿って選定する。(以下、省略)

①留学中における科目の履修方法

本学が交流協定を締結している海外留学先大学での履修は、原則として本学が3分野の専門研究科目で開講する科目と講義概要がほぼ同様の科目を選択するよう、アカデミック・アドバイザー等が指導を行う。

②留学から帰国後における単位認定の方針

帰国後に本人から提出される留学先大学での履修報告書(講義概要・授業形態・授業時間数・成績)、及び留学先大学の成績証明書に基づき、30単位を上限に個別に単位認定を行う。

(別紙3) 認証評価における取扱事例について

大学の機関別評価を行う各認証評価団体は、海外の大学とのダブル・ディグリーや単位互換などの取組を、教育課程の体系的な編成の観点、または、国際交流に関する観点から評価することがある。

実際に、海外の大学とのダブル・ディグリーや単位互換について、評価報告書において言及されている事例がある。しかし、ダブル・ディグリーを行っている場合に、必ず認証評価で確認されるとは限らない。

①大学基準協会

(ア) 認証評価報告書の記述の例(立命館大学)(抜粋)

○海外の大学とのダブル・ディグリーに関する記述

アメリカン大学との共同学位プログラムでは、海外に出発する日本人学生に対する日本人としての教養教育や現地言語教育などの事前教育、海外からの受け入れ態勢や支援体制の整備等の検討が課題として残されている。

「立命館大学・アメリカン大学学部共同学位プログラム」は画期的な制度であり、すでに160名(全学)の学部生がこの制度を活用しているということは特筆に値する。

(イ)「大学基準」及びその解説(認証評価の基準)

3 教育内容・方法

大学は、十分な教育上の成果をあげるための教育内容と方法を整えなければならない。

(解説)

大学は、その理念・目的を達成するために、適切な教育課程を体系的に編成し、それをもとに適切な方法で教育を行うことが肝要である。

(2)教育方法

履修単位の取得方法に関しては、各科目の特徴や内容、履修形態等を考慮し、期待する教育効果を見極めながら、単位制の趣旨に沿った措置をとることが望ましい。

なお、上記の評価基準については、具体的には次の観点から調査することとなっている。

- 国内外の大学等での学修の単位認定の適切性
- 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
- 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

(○は必須の評価項目、●は任意の評価項目)

②大学評価・学位授与機構

(ア) 認証評価報告書の記述の例(国際教養大学)(抜粋)

○海外の大学との単位互換に関する記述

海外留学が全員必修であることから、留学中に海外の大学での学習が支障なく行われ、帰国後、卒業までの学修に結びつくような授業科目の内容の連続性に対する配慮と、履修に関する個別のアドバイジングが教員によって行われている。

急速に変動する現代社会のニーズ、学生の多様なニーズに応えるために、1年間の海外留学を義務付け、米国、欧州、アジア、オセアニア各地の約75校におよぶ大学と学生交換交流協定を結び、学生の派遣と受入れを行っている。・・(中略)・・留学中に履修した科目と単位は、一定の成績要件を満たした場合単位認定を行い、1年間で25～30単位を認定している。

(イ) 大学評価基準(認証評価の基準)

基準5 教育内容及び方法

5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

なお、上記の評価基準のほか、他大学等での既習得単位の認定について、60単位を超えた認定を定めていないか調査することとなっている。

③日本高等教育評価機構

(ア) 認証評価報告書の記述の例(中部大学)(抜粋)

○海外の大学との単位互換に関する記述

学術交流協定を結んだ海外の20大学で留学や研修及び指定した課外活動団体で継続的な活動に対する単位認定制度があり、学生の社会体験を促進させている点は高く評価できる。

(イ) 大学評価基準(認証評価の基準)

基準3 教育課程

3-2 教育課程の編成方針に則して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

なお、上記の評価基準のほか、他大学等からの認定単位数の上限が設定されているかを調査することとなっている。